

## 一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間について追加等を行う。(別表関係)
- 2 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則関係)